

静岡県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

令和4年6月9日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定

施設名	所在地	種別
特別養護老人ホーム きずなの街	静岡市葵区辰起町9-11	老人ホーム

2 指定年月日 令和4年6月9日